

平成 24 年第 3 回大仙市議会定例会会議録第 3 号

平成 24 年 9 月 11 日（火曜日）

議 事 日 程 第 3 号

平成 24 年 9 月 11 日（火曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

- | | | | |
|------|-----------|---|------------|
| 第 2 | 議案第 138 号 | 大仙市総合営農支援施設設置条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 3 | 議案第 139 号 | 大仙市営太田スキー場条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 4 | 議案第 140 号 | 大仙市公共下水道事業区域外流入受益者分担及び負担に関する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 5 | 議案第 141 号 | 災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 6 | 議案第 142 号 | 町の区域の変更について | （質疑・委員会付託） |
| 第 7 | 議案第 143 号 | 平成 23 年度大仙市上水道事業剰余金の処分について | （質疑・委員会付託） |
| 第 8 | 議案第 144 号 | 平成 24 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について | （質疑・委員会付託） |
| 第 9 | 議案第 145 号 | 平成 24 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変更について | （質疑・委員会付託） |
| 第 10 | 議案第 146 号 | 平成 24 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について | （質疑・委員会付託） |
| 第 11 | 議案第 147 号 | 平成 24 年度大仙市一般会計補正予算（第 4 号） | （質疑・委員会付託） |
| 第 12 | 議案第 148 号 | 平成 24 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号） | （質疑・委員会付託） |

- 第 1 3 議案第 1 4 9 号 平成 2 4 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）（質疑・委員会付託）
- 第 1 4 議案第 1 5 0 号 平成 2 4 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第 1 号）（質疑・委員会付託）
- 第 1 5 決算特別委員会の設置について
- 第 1 6 決算特別委員会委員長、副委員長の選任について
- 第 1 7 議案第 1 5 1 号 平成 2 3 年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 1 8 議案第 1 5 2 号 平成 2 3 年度大仙市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 1 9 議案第 1 5 3 号 平成 2 3 年度大仙市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 0 議案第 1 5 4 号 平成 2 3 年度大仙市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 1 議案第 1 5 5 号 平成 2 3 年度大仙市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 2 議案第 1 5 6 号 平成 2 3 年度大仙市奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 3 議案第 1 5 7 号 平成 2 3 年度大仙市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 4 議案第 1 5 8 号 平成 2 3 年度大仙市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 5 議案第 1 5 9 号 平成 2 3 年度大仙市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 6 議案第 1 6 0 号 平成 2 3 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 7 議案第 1 6 1 号 平成 2 3 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 8 議案第 1 6 2 号 平成 2 3 年度大仙市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）

第 2 9	議案第 1 6 3 号	平成 2 3 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	(質疑・委員会付託)
第 3 0	議案第 1 6 4 号	平成 2 3 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	(質疑・委員会付託)
第 3 1	議案第 1 6 5 号	平成 2 3 年度大仙市スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	(質疑・委員会付託)
第 3 2	議案第 1 6 6 号	平成 2 3 年度大仙市内小友財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	(質疑・委員会付託)
第 3 3	議案第 1 6 7 号	平成 2 3 年度大仙市大川西根財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	(質疑・委員会付託)
第 3 4	議案第 1 6 8 号	平成 2 3 年度大仙市荒川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	(質疑・委員会付託)
第 3 5	議案第 1 6 9 号	平成 2 3 年度大仙市峰吉川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	(質疑・委員会付託)
第 3 6	議案第 1 7 0 号	平成 2 3 年度大仙市船岡財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	(質疑・委員会付託)
第 3 7	議案第 1 7 1 号	平成 2 3 年度大仙市淀川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	(質疑・委員会付託)
第 3 8	議案第 1 7 2 号	平成 2 3 年度市立大曲病院事業会計決算の認定について	(質疑・委員会付託)
第 3 9	議案第 1 7 3 号	平成 2 3 年度大仙市上水道事業会計決算の認定について	(質疑・委員会付託)
第 4 0	請願第 1 6 号	少人数学級の推進、義務教育費国庫負担率 2 分の 1 復元に係る意見書採択について	(委員会付託)

出席議員（27人）

1 番 藤 田 君 雄	2 番 佐 藤 文 子	3 番 後 藤 健
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 藤 井 春 雄	6 番 杉 沢 千恵子
7 番 茂 木 隆	8 番 小 山 緑 郎	9 番 小 松 栄 治
1 0 番 富 岡 喜 芳	1 1 番 佐 藤 清 吉	1 2 番 石 塚 柏

13番 金谷道男	14番 大野忠夫	15番 渡邊秀俊
17番 児玉裕一	18番 佐藤芳雄	19番 大山利吉
20番	21番 高橋幸晴	22番 本間輝男
23番 橋本五郎	24番	25番 橋村誠
26番 佐藤孝次	27番 武田隆	28番 千葉健
29番 竹原弘治	30番 鎌田正	

欠席議員（１人）

16番 高橋敏英

遅刻議員（０人）

早退議員（０人）

説明のため出席した者

市長 栗林次美	副市長 久米正雄
副市長 老松博行	教育長 三浦憲一
代表監査委員 福原堅悦	総務部長 元吉峯夫
企画部長 小松辰巳	市民部長 山谷勝志
健康福祉部長 佐々木昭	農林商工部長 高橋豊幸
建設部長 田口隆志	上下水道部長 小松春一
病院事務長 伊藤和保	教育指導部長 小笠原晃
生涯学習部長 佐藤裕康	総務課長 伊藤義之

議会事務局職員出席者

局長 佐々木誠治	次長 竹内徳幸
主幹 堀江孝明	主席主査 田口美和子
主査 佐藤和人	

午前10時00分 開 議

○議長（鎌田 正） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

遅刻の連絡があったのは、16番高橋敏英君であります。

○議長（鎌田 正） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（鎌田 正） 日程第1、本会議第2日目に引き続き、一般質問を行います。

2番佐藤文子さん。はい、2番。

はじめに、1番の項目について質問を許します。

○2番（佐藤文子）【登壇】 日本共産党の佐藤文子です。

通告に従い、早速質問させていただきます。

はじめに、改定介護保険法の生活援助の見直しについてお尋ねいたします。

2012年4月の改正介護保険法、改定介護報酬の実施から4カ月余りが経過いたしました。今回の一連の制度の見直しは、生活援助の時間短縮をはじめとする利用制限や基幹的サービスの基本報酬の大幅な引き下げ、喀痰吸引など介護職員による医療行為容認など、利用者にとっても事業所とそこで働く職員にとっても重大な影響をもたらすものであることが明らかになっております。

今回の改定で大きな焦点となっているのが生活援助の見直しでありました。これまで「30分以上60分未満」と「60分以上」という区分となっていたものが「20分以上45分未満」と「45分以上」に短縮再編され、介護報酬は2割近くも引き下げられたわけであります。

時間区分見直しの根拠とされたのは、厚労省が実施した訪問サービスにおける提供調査の結果でありました。家事行為別の時間を割り出して、例えば洗濯は16.7分、掃除は27分など、その組み合わせによって時間区分を見直したという説明のようですが、個別事情が全く考慮されていない平均値に過ぎないものであります。

このような改定が行われたわけですが、現場では何が起こっているのでしょうか。利用者からは、「時間を45分に収めるために風呂の掃除を週1回に減らした」、「時間がないので洗濯は自分で洗うようにして、干すのだけはヘルパーさんにやってもらっている」、「買物は希望の店から買ってもらうのは申し訳なくてヘルパーさんに任せるようにした」、「買物に出掛けることは時間がなくてできなくなった」、「ヘルパーさんはとても忙しそうで、来ればすぐ作業にかかり、話をする余裕もない。一人で暮ら

していればヘルパーさんの訪問が待ち遠しく、話をするのが楽しみだったのに」といった声が上っております。

一方、ヘルパーさんからは「忙殺される中で、生活援助で利用者と話ができないため、変化を見逃してしまわないか不安だ」といった声が寄せられています。

このように現場では生活援助の時間短縮が、厚労省が掲げる自立支援そのものに逆行する事態や援助の一部を利用者本人や家族の対応に代行させざるを得ないような事態、また、生活援助にとって重要な会話の機会が奪われている実態が進行しているのです。

日常生活を支える生活援助の内容が大きく変容する中で、身の回りのことができなくなった、本人の身体的負担やストレスが増したなど様々な生活上の問題が出てきております。特に独居、老々世帯、認知症、重介護の場合、このままでは在宅生活を継続すること自体が大変困難となってきているのであります。

利用者の中には、時間短縮でもケアプランや個別援助内容を見直すことでサービスが是正された方や従来の提供時間が確保されることで今までどおりの生活が継続できている方もおりますが、しかし、多くの利用者は時間短縮による提供サービスの調整で、結果として必要なサービスを確保できていないというふうに思われます。

生活援助は要支援・要介護家庭にとって基本生活を支える重要な援助行為であり、食事の準備、衣類の洗濯、掃除、整理整頓、生活必需品の買物などは、できるもの・できないものと細分化することには限界があり、トータル援助として提供されなければならないものだと考えます。常識的に考えても、これらを45分で済ませる、組み合わせを調整して45分で済ませるということは、困難なのではないかと思えます。

要介護状態にならないように援助、重度化を防ぐための援助を行うためには、生活援助の見直し撤回と拡充すること、そして低所得の費用負担軽減と支給限度額の引き上げを強く政府に要請すべきだと考えます。

そこでお尋ねいたします。

1点目は、生活援助の時間区分が60分から45分へ短縮されたこと及び介護報酬切り下げによる影響が、当介護保険事業にどのように表れているのかという点で伺います。

一つは、利用者は必要なサービスを確保できていないと思われそうですが、利用者側からの苦情はないのか、あるとすればその件数を伺いたいと思います。

2つ目には、訪問介護サービス給付実績額について、前年度の4月・5月期と比較し

たその結果をお知らせいただきたいと思います。

3つ目には、利用者の基本生活を支える生活援助を45分で済ませるというのは大変困難だと思いますので、必要な時間数がヘルパーの残業や無償労働でカバーされているケースはないか伺いたいと思います。

2つ目には、必要な生活援助確保と、こうした無償労働があるとすれば、それらを回避するための区分を超過した分の補助など、利用者への独自支援を検討することはできないか伺いたいと思います。

以上で1番目の質問を終わります。

○議長（鎌田 正） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の改定介護保険法、生活援助の見直しについてであります。これは平成23年6月に成立した介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う平成24年度の介護報酬改定によるものであり、介護保険制度持続のための地域包括ケアシステムの基盤強化や医療介護を切れ目なく提供するための医療と介護の連携強化などを基本的な視点として、全体で平均1.2%増の介護報酬改定となっております。

その中でホームヘルパーが居宅を訪問しサービスを提供する「訪問介護」は、身体介護が中心である場合と生活援助が中心である場合とで構成され、今回質問にあった後者のサービスは、時間区分の細分化と、それに伴う介護報酬の変更がなされているところであります。

はじめに、議員の指摘するような生活援助の時間短縮と介護報酬切り下げによる影響としての利用者からの苦情につきましては、現在のところ市や介護保険事務所に対しては寄せられておりません。

介護サービスの給付実績につきましては、前年度と比較すると4月で約674万円、5月で約385万円と、ともに増となっております。

ホームヘルパーが無償労働等で補っているケースにつきましては、ケアマネージャーがいる居宅介護支援事業所29カ所に対し、介護報酬に関するアンケート調査を行い、20事業所から回答をいただいたうち、4事業所でそのようなケースがあると認識しておりますが、基本的には時間区分に応じたサービス提供をしているとのことであります。

次に、必要な生活援助確保と無償労働回避のための利用者への独自支援の問題につい

ては、改定後５カ月余りであることや介護報酬改定に伴う特別な相談等が市や介護保険事務所に対してなされていない状況でありますので、現段階で独自支援の検討は考えておりません。考えはございません。

しかしながら、議員ご指摘のとおり生活援助のサービスは、要支援者と要介護者にとって日常生活を継続する上で重要なサービスであり、今後の動向によって利用者の身体的・経済的負担を軽減する支援策が必要であると判断される場合は、生活援助に特化したものではなく、訪問介護、または居宅サービス全体として検討していく必要があると考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、２番。

○２番（佐藤文子）【登壇】 質問の１番に対する答弁で、苦情は現在のところ届いていないというふうなことでありました。今回の改定で利用される側には４つの特徴があると言われております。先程申し上げたように、サービスを今までどおり使うために時間を区分を超えて続けてやっている人もいれば、中にはその問題はこの時間が減っても収まりがついているように見えるわけですが、利用者だとか家族がマスコミ報道の影響で利用を自粛しているわけであります。そして、事業所の調整をそのまま受け入れて、結果として必要なサービスを確保できていない、これまでどおりのサービスを縮小したというふうなケースで、特に苦情等で寄せておらないケースがかなりあるというふうなのが言われております。こうした隠れた困難を来しているケースについては、もう少しきちっと実態を掘り起こしてみなければいけないのではないかなというふうに考えますので、そうしたこの改定をして、それに収めて事業をやって特に苦情等は来ないから問題ないんだというふうにとらえるのは、いささか問題があるのではないかと思いますので、もう少しこれまで利用してきた方々の実態を、もう少しこのアンケート等で追跡していくというふうなことが必要なのではないかなというふうに思います。

もう一つ、（２）番の、これまでの、私はこれまでのサービスを継続できるようにまづしていくというふうなことのためには、この４５分を超えた部分の、利用者にとっては４５分を超えた部分が利用料の負担が出てきますし、また、事業所にとっては４５分以内に収めるためには、この提供サービスの縮小を余儀なくされる、そして報酬も大幅に減少されるというふうなことで、何だかんだ言ってもこの今回の改定が生活援助サービスの後退につながっているというふうに思うわけであります。そういうふうなことで、この超えた分についてしっかりと補填をして、これまで同様のサービスをしっかりと受け

られるようなことをやっていくのが介護・福祉サービスではないかというふうなことでその辺の考え方をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

2点お願いします。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 先程答弁したとおりでありますけれども、介護報酬をこの部分で、在宅の関係で少しでもやっぱり実際にやっている事業所、そこに働く人たちの問題もありますので、それを何とかトータルで改善したいというのがこの法改正の趣旨であったと思います。

そういう中で、一般論として議員おっしゃるようなことは改正以前からいろいろ指摘されていたわけですがけれども、現にこの介護保険制度ができてから9年経っておりますので、そのときに一回決まったことをそのまま保持するというよりも、どんどんその状況に応じてやっぱり変化させていかなきゃならない、そういう考え方で改正が行われてきているというふうに認識しております。我々自身としましては、現場を預かる者として市民、あるいは介護保険事務所を通じての様々なこの実態把握をしながら、この問題に対処していかなきゃならないだろうというふうに答弁しているところであります。一般的な問題指摘というのは当然あると思いますけれども、介護保険関係の事業所等も一定の制度の中でそれぞれ大変工夫したり改善したりしながらこの問題を今乗り切っているのではないかなと思いますし、現にこの介護報酬そのものが下がっていないということは、利用者の皆さんもそれなりに改正を受け入れながら実際の現場で改善できるものは改善してやってきているのではないかなと思っております。

あわせて、この居宅介護支援事業所を通じてアンケート調査など、ここが一番実態をつかんでいるわけでありますので、こういうこともやっておりますので、これ1回だけではなくて、実際、利用者の皆さんのことを考えますと、節目節目でこういう調査をしながら利用者との乖離がないようなことの中でやっていかなきゃならないなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。はい、2番。

○2番（佐藤文子）【登壇】 介護保険が創設された当初とは、内容も段階的にいろいろ変わっていったって当然というふうな答弁でもありました。今回の改定は、いずれ将来的には生活援助というものをホームヘルパー事業から外していく、介護保険から外すという

ふうなねらいが非常に見えてくる改定だというふうに感じております。それは、生活援助の時間の区分変更もそうですし、介護報酬のその部分に対する引き下げもそのとおりだというふうなことであります。

市長は最初の答弁で、1.2%増の改定が行われたんだと言いますけれども、かつてあった、前回までありました介護職員の処遇改善、この3%分がこれに盛られた中での1.2%というふうになったわけですので、実質0.8%減の改定だったわけですね。そういうふうなことで、大変介護報酬も減らされてきているというのが実際、そして生活援助に対する区分変更と介護報酬の引き下げで、この生活援助というふうなものは将来的には介護保険法のホームヘルパー事業から外していく目的があるのではないかというふうな懸念があるわけですが、市長はその辺はどのように考えるのでしょうか。

○議長（鎌田 正） 再々質問に対する答弁願います。はい、市長。

○市長（栗林次美） 介護保険制度が発足した時代と、いろいろ問題を抱えながら様々改善しながら、利用者が増えてくるという状況の中で対応していくということで、私は制度そのものはもう少し国がお金を投入すべきではないかという考えはありますけれども、その時代その時代に沿って改定されてきているものと思っています。

今、議員がご心配している生活援助がなくなるなどということは、これは100%ない、そうなったら介護保険そのものは制度がいらないということでもありますので、そんなことは絶対、これだけ民主主義の発達した国ではあり得ないと思います。

○議長（鎌田 正） 次に、2番の項目について質問を許します。

○2番（佐藤文子）【登壇】 2番目に、修正子ども・子育て支援システム関連法についてお尋ねいたします。

子ども・子育て新システム関連法は、消費税増税と引き換えに民主、自民、公明3党により修正されて強行可決されました。

新システムは検討段階から保育を儲け本位に市場化し、公的保育制度を危うくするものと多くの問題が指摘されております。

一つには、この間の公的保育を守れという運動の広がり、市町村の保育の実施義務、これは残したものの、その内容は現行の児童福祉法に定める実施義務による法的責任を大きく後退させるものと言わざるを得ません。

まず、現行児童福祉法は、保育に欠ける児童を保育所に置いて保育しなければならないとし、あくまで保育所で保育することが基本であって、ただし書きで保育需要の増大

等やむを得ない場合の過渡的・緊急的な措置として家庭的保育、保育ママのことですけれども、小規模保育等が位置づけられておったわけであります。

新システムでは、こうした家庭的保育や小規模保育を地域型保育事業として県の認可制度の対象にしましたし、財政支援も地域型保育給付を創設したところであります。また、認定こども園や幼稚園、保育所共通の給付は施設型給付というものを創設し、これまでの施設整備費補助規定をなくしたわけであります。

実施義務を果たすということは、保育を必要とする子供すべてに市町村が責任を持って保育そのものを保障することであり、そのために必要な施設整備、改修などに対する責任を持つのは当然であります。その意味で今回の3党合意による修正新システムというものは、保育に対する公的責任を後退させたものと言えるのではないのでしょうか。

2番目には、新システムは待機児童の解消の担い手として企業の参入を促し、保育の質の保障のないものと言えます。現在保育所は認可制をとって、最低基準を満たすだけでなく保育所運営が可能な経済的基礎、社会的信望、不正行為を行う恐れがないことなど、安定的運営が保障されるよう審査されております。自治体が保育所運営にふさわしくないと判断し、営利企業も認可しないことも可能でありました。これは、子供たちに安定的に保育を保障するための当然の仕組みだと私は考えます。

新システムの認可制度は、不法行為をしているなど欠格事由に該当しなければ、待機児童がいる状態なら基本的に認可しなければならないとするものであります。ゼロ歳児から2歳児が8割を占める待機児、これの受け皿としてあてにされている小規模保育や保育ママなどの地域保育事業は、認可制度の対象となりました。家庭的保育事業は2010年の補助要件緩和で、研修を受ければ保育士、あるいは看護師の資格がなくても家庭的保育者として認められることになったわけであります。

また、小規模保育は雑居ビルの一室でも開設することが可能である、これら認可保育園よりも低い基準での認可は、保育の質の低下につながるものだと考えます。利用する子供に保育環境の格差を押し付けることになり、許されるものではありません。

3つ目には、新システムは保育は自己責任を原則として、利用者と施設との直接契約、また、利用者への補助方式、短時間保育か長時間保育を決める認定制度などで、子供たちの発達を保障する保育、低所得や障がいなど最も保育を必要とする子供の保育保障、安定的な施設運営などの点では、様々な問題が既に指摘されております。

現在、市町村は公立保育所を作り、または私立認可保育所に委託するなどして保育に

責任を負い、保育に欠ける子供に保育の現物給付として、どこでも同じ水準の保育が受けられるよう公的保育制度を確立しております。

新システムでは、現物給付と施設補助方式をやめ、市町村の認定を受けて保育園、幼稚園に入った子供の保護者個人に対して現金を支給することになるわけであります。法律では、施設が代理受給できるとして、実際の支払いは施設に対して行われるようですが、原則としては利用者個人に対する給付という形になっているわけであります。

また、保育を必要とする場合、市町村の認定を受けなければなりません。保護者の勤務時間などによって短時間か長時間かが決められます。認定時間を超えた部分は、市町村が助成しなければ自己負担となります。認定こども園と同様に保育所の中に長時間保育児と短時間保育児の子供がいて、ばらばら保育、あるいは行事の準備などの集団保育が保障されなくなると心配されております。

さらに、保育所の経営も一変いたします。事務手続の量が増大し、利用時間超過分上乗せ料金などを全部つかみ、補助金の請求や保育料の徴収、未納者への督促もしなければならなくなり、膨大な事務手続に振り回されることになります。施設への直接補助の廃止で利用時間や利用人数で収入も変更するため、経営も不安定になると心配されております。

このように、新システムというのは、子供たちにとっても、父母、保護者にとっても、保育士、保育園・幼稚園経営者にとっても問題の多い制度だと言わざるを得ません。新システムの実施を許さず、現在の公的保育制度を、より充実させていかなくてはと考えているところであります。

そこでお尋ねいたします。

今回、民・自・公により強行可決されました修正子ども・子育て新システムは、市町村の保育実施義務規定の改変による公的責任の後退につながることで、また、認定制度の基準の変更は、株式会社の参入による保育環境の格差を生むこと、3つ目には、施設との直接契約や利用者補助方式、また、保育時間の認定制度の導入によって、必要な保育保障の阻害や施設経営の困難など様々な問題が指摘されているところでありますけれども、市長の所感と今後の対応について伺います。

以上です。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問の子ども・子育て関連3法についてお答え申し上げます。

す。

子育てをめぐる現状は、急速な少子化の進行や子ども・子育て支援が質・量の不足、子育て支援の制度、財源の縦割り、結婚・出産・子育ての希望がかなわないなど様々な問題があり、3月末に国会に提出された「子ども・子育て新システム3法案」では、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子供・子育て支援の充実を課題としております。

民主党、自由民主党、公明党の3党により修正された関連3法案におきましても、市が目指しているところとは大きな相違はないと受け止めており、これまでも幼児期の学校教育・保育を1つの施設で行う認定こども園を順次整備し、着実に成果を上げてまいりますので、今後も適切な施設・事業ができるよう支援調整を図り、より質の高いサービスを提供してまいります。

幼保連携型認定こども園以外の設置者につきましては、大都市の保育需要の増大に機動的に対応できるよう、社会福祉法人、学校法人以外でも認められますが、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことが認められており、認可を受けた施設・事業は市町村による定員を定めた上での確認を得て、対象施設・事業となることができますので、市といたしましても新規参入につきましては、市の保育所整備計画に沿って対処してまいりたいと考えております。

また、幼児期の養育及び保育が生涯の人間形成の基礎となる重要なものであり、保育の質の確保、待機児童解消などに対応できる体制を整えていくことが重要であると考えておりますので、引き続き国の動向を注視しながら、年次計画により今後もきめ細かく多様なサービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、2番。

○2番（佐藤文子）【登壇】 答弁で認定こども園の充実を、順次整備していくというふうなことを話されましたけれども、認定こども園というのは新システムの先取りだというふうにも言われております。内容としては、施設と利用者が直接契約をすること、それから、もちろんその認定時間の区分だとかあるわけで、いずれこの施設が足りないとか、また、滞納するとか、そういった中でその施設探しや、またその滞納すればどんどん施設から退所しなければならないだとか、そういった意味でこの市が子供たちの入所・入園の状況が正しく把握されていけない、そうした問題を抱えてくる可能性が大き

く、これも公的責任の後退というふうにつながる、そういう意味での新システム先取りだというふうに言われていると考えると、

それで、市長に一番お願いしておきたいことといたしますのは、この今回の改定で施設整備費補助金という、国が2分の1、また、地方負担が市が4分の1というふうな、公費が4分の3で施設整備を進めておりました。この施設整備費というふうなものが、質問の中でもお話しましたが、この給付費にまとめられてくるわけで、これまでの国や市が出していた補助基準がしっかりと補填される保障はないわけであり、実際問題、大仙市内にある大きな施設、保育園がかなりあるわけですが、こうしたところの改修が、角間川、あるいは藤木、こうしたまだまだ改修等が必要な保育所が結構あるわけですが、こうしたところの施設改修費が、当然国や市の県の補助がなければ法人でこれをきちっと整備していくというふうなことは困難なわけであり、これまで同様しっかりと市が補填していくというふうなことがなければできない問題でありますので、その点でも公的責任をしっかりと果たしていくというふうなことで、この点はこの改定後もしっかりと公的責任で施設整備をしていくというふうなところを言明していただけないものかどうかお願いしたいと思います。その点1点だけお聞きして質問を終わります。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。はい、栗林市長。

○市長（栗林次美） この3党合意による修正の認定こども園の拡充の考え方ですが、ちょっと議員がおっしゃっていることと我々、私ども含めて市側が捉えているものとかなりズレがありましてですね、ちょっと議論がずれていくような感じします。

私たちの捉え方は、私の捉え方ですが、最初の政府案の少し先に進み過ぎているのではないかなという大変心配しておりましたけれども、いわゆるその3党合意によって修正された現在の修正案については、大変よく修正していただいたという、私はそういう考えであります。ですから我々、認定こども園というものを目指しながら、計画的にいろいろ事業を進めてきましたけれども、市の考え方とそんなに変わっていない形で修正案、むしろこの修正案の方が実情に合ったものであろうというふうに我々は考えています。ただ、これ財源の問題はありますけれども。ただ、この種のものというのは、いろいろ掛け声だけで財源が伴ってこないという大きな問題がありますので、今回は思い切って消費税ということで財源の保障もして、こういう制度がいいだろうということで合意されたものですから、我々はこれが我々の地域にも合った制度で良かったな

というふうな、そういう前提で答弁させていただいております。

整理させていただきますけれども、いわゆる現行の制度、例えば設置主体もあまりはっきりしなかった、例えば保育所は設置主体に制限なしとか、こういう形でありましたけれども、今回の新制度で国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とするというふうに整理されております。

それから、認可等権者、これは認可から指導も入っておりますが、この辺も文部省なのかどこかわからないような形になっておりましたけれども、この問題についても都道府県知事、教育委員会も含めて都道府県知事が行うというふうに整理されております。政令市とか中核市は、また独立的な機能ありますので、これは同じ権限になると思いますけれども。

それから、監督指導についても、きっちり知事が許認可するわけでありますので、検査、改善指導、改善命令、あるいは事業の停止命令、許可の取り消し等、こういうことも含めても、きっちり県の責任のもとで、我々も一緒になってやることになると思いますけれども、こういうことをやっていくということは明記されております。

それから、基準につきましても…基準はいいですね。

財政措置の問題、今心配される財政措置ですが、いわゆる施設給付型を基本とするということで、これは市町村ということであります。従来の補助制度というものはなくなるというふうに聞いておりますけれども、いわゆるこれは考え方の問題で、市町村がしっかりした考え方に立てば、いわゆる一般財源化なるというふうに私は思いますけれども、そうなった場合、我々がこのいわゆる子育て、ゼロから学校までの範囲というふうに考えてもいいわけですが、ここに市町村がきっちり責任を持ってやっていくという考え方に立てば、今、議員が心配されているように法人任せで、法人にやらせるというのではなくて、これは我々も一緒になって施設、あるいはその運営等についても責任を持っていくという考え方で、大仙市が関与しております両法人、そういう考え方が変わりませんので、そういうことで進んでいきたいと思っております。

また、民間、個人で運営しているところと、もう一つ、個人から社会福祉法人になっていただいた2つの施設がございますけれども、この関係についても我々市の全体の中での保育政策の中に取り入れて、いろいろご相談にも乗っておりますので、こういったところとの関係についても、両法人と同じような考え方で、全体の保育、あるいは幼児就学前教育、こういった問題について市の全体の考え方が準民間の皆様にも通じるよう

な形で様々な対応をこれからも続けてまいりますので、議員ご心配されている面については、我々が責任持ってやっていくということを議会の中で明らかにさせていただいて、そういうことでひとつご了解願いたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再々質問、はい、2 番。

○2 番（佐藤文子）【登壇】 その点について、施設整備の問題、改修等で、しっかりこれまで同様に市が責任を持って全ての保育園に対処していくというふうなこと伺いました。いずれ2年後にはこの制度が動き出すわけですがけれども、是非引き続き保育環境の充実と施設環境の充実を図って、全ての子供たちが最善の保育が保障されるよう願って質問を終わらせていただきます。

○議長（鎌田 正） これにて2 番佐藤文子さんの質問を終わります。

○議長（鎌田 正） 日程第2、議案第138号から日程第14、議案第150号までの13件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第138号から議案第150号までの13件は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田 正） 次に、日程第15、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成23年度大仙市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定審査を行うにあたり、お手元に配付しております決算特別委員会委員選任一覧表（案）のとおり、25名の委員で構成する決算特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） ご異議なしと認めます。よって、25名で構成する決算特別委員会を設置することに決しました。

○議長（鎌田 正） 次に、日程第16、決算特別委員会委員長、副委員長の選任につい

てを議題といたします。

お諮りいたします。先程設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

決算特別委員会委員長に１３番金谷道男君、同副委員長に８番小山緑郎君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました１３番金谷道男君を決算特別委員会委員長に、８番小山緑郎君を同副委員長に選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） ご異議なしと認めます。よって、１３番金谷道男君を決算特別委員会委員長に、８番小山緑郎君を同副委員長に選任することに決しました。

○議長（鎌田 正） 次に、日程第１７、議案第１５１号から日程第３９、議案第１７３号までの２３件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、議案第１５１号から議案第１７１号までの２１件は決算特別委員会に、議案第１７２号は教育福祉常任委員会に、議案第１７３号は建設水道常任委員会に、議案付託表のとおり、それぞれ付託いたします。

○議長（鎌田 正） 次に、日程第４０、請願第１６号を議題といたします。

本件は、お手元に配付しております請願文書表のとおり、教育福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田 正） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、９月１２日から９月１９日までの８日間、休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） ご異議なしと認めます。よって、９月１２日から９月１９日まで８日間、休会することに決しました。

○議長（鎌田 正） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来る９月２０日、本会議第４日を定刻に開議いたします。
大変ご苦労様でございました。

午前１０時４７分 散 会